

国勢調査2020の概要

1 調査の目的

国勢調査は、統計法（平成19年法律第53号）第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査（基幹統計調査）で、国及び地方公共団体における各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とする。

大正9年の第1回調査以来、5年ごとに実施されており、令和2年に実施する調査は、その21回目に当たり、実施100年の節目を迎える。

2 調査の期日

令和2年10月1日（木） 午前零時現在

3 調査の対象

我が国に常住するすべての人【本府においては、約400万世帯・880万人が対象】

4 調査事項

（1）世帯員に関する事項

氏名 / 男女の別 / 出生の年月 / 世帯主との続柄 / 配偶の関係 /
国籍 / 現在の住居における居住期間 / 5年前の住居の所在地 /
在学、卒業等教育の状況 / 就業状態 / 所属の事業所の名称及び事業の種類 /
仕事の種類（職業） / 従業上の地位 / 従業地又は通学地 /
従業地又は通学地までの利用交通手段

（2）世帯に関する事項

世帯の種類 / 世帯員の数 / 住居の種類 / 住宅の建て方

5 調査の流れ

総務省—都道府県—市町村—国勢調査指導員—国勢調査員—世帯

6 調査の方法

全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布

インターネット回答期間を、調査員提出・郵送提出期間に先行して設定

《世帯からの調査票の回収方法》

- ①インターネット回答（パソコン及びスマートフォン）による回収
（前回調査から全国展開）
- ②調査員による回収（任意封入方式）
- ③郵送による回収（市町村単位での選択制）

7 実施本部の設置

本府においては、令和2年1月1日付けで、総務部長を本部長とする実施本部を設置する。

2月に、全庁的な協力を得るため、「庁内協力会議」を設置する予定。